

## 歯科衛生士専任教員認定制度の主旨

次世代を担う優れた歯科衛生士を教育するためには、その教育に直接携わる歯科衛生士専任教員の資質の向上が望まれる。そこで、高度な専門知識や技術を習得するだけでなく、専門医療職として豊かな人間性を涵養し、時代の進歩に即し柔軟な対応ができる科学的思考力を養成するために、歯科衛生士専任教員の認定制度を生涯教育・研修の一課程として位置づけた。

## 歯科衛生士専任教員認定制度規定

### 第1条 (目的)

歯科衛生士専任教員認定制度は、歯科衛生士専任教員の資質の向上のために、専任教員の生涯学習の成果をもとに、教育領域の歯科衛生士として認証することを目的とする。

### 第2条 (歯科衛生士専任教員認定委員会)

歯科衛生士専任教員認定制度の実施および改善のために歯科衛生士専任教員認定委員会(以下、本委員会とする)を置く。

### 第3条 (本委員会の構成と運営)

1. 委員は全国歯科衛生士教育協議会(以下本会とする)の理事および教育委員会幹事の中から会長が指名する。
2. 本委員会は、認定と更新の審査を行い理事会の承認を受ける。

### 第4条 (専任教員の認定資格と登録期間)

1. 認定歯科衛生士専任教員は、『歯科衛生士(教育)』としてその資格を認定する。
2. 登録期間は、認定(更新)年度から5年間とする。

### 第5条 (認定歯科衛生士専任教員の認定申請資格)

1. 本委員会は認定を希望する者からの申請を受けて審査を行い、本会理事会の承認を受ける。本委員会は、年度に1回、期間を設けて認定申請を受け付ける。
2. 認定申請資格  
歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ⅣおよびⅤを受講し、それぞれの修了証を取得した者
3. 申請書類および審査料
  - 1) 認定申請書
  - 2) 歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ～Ⅴの修了証の写し
  - 3) 審査料 5,000円
4. 認定者の登録
  - 1) 本会は、理事会で認定の承認を得た者の氏名等を、『歯科衛生士(教育)』認定者名簿に記載して登録し、本人には認定証を交付する。
  - 2) 登録する者は、本会の指示に従って登録料10,000円を納付する。

第6条 (認定歯科衛生士専任教員の更新の認定および登録)

1. 本制度では、『歯科衛生士（教育）』認定者の継続的な生涯学習の状況を審査して、認定の更新を行う。  
審査の対象とする期間は、認定あるいは前回の認定更新年度から5年間とする。
2. 本委員会は、認定の更新を希望する者から申請を受けて審査を行い、本会理事会の承認を受ける。
3. 更新認定資格
  - 1) 『歯科衛生士（教育）』認定者名簿に記載された専任教員である者
  - 2) 審査の対象とする期間中に、別表に定めた内容で必修10単位以上および選択5単位以上を取得したことを証明する書類が提出できる者
4. 申請書類および審査
  - 1) 更新認定申請書
  - 2) 審査の対象とする期間に、別表に定めた内容および条件で15単位以上を取得したことを証明する書類（歯科衛生士専任教員講習会の修了証VIの写し、秋期研修会の参加者名簿の写し、学会参加費の領収証など）
  - 3) 更新認定審査料 5,000円
5. 更新認定者の登録
  - 1) 本会は、理事会で認定更新を承認した者について、『歯科衛生士（教員）』認定者名簿の更新欄に更新年月日を記載し、新たな認定証を発行する。
  - 2) 認定更新登録料 3,000円

第7条 (取得単位)

5年ごとの認定更新には、歯科衛生士専任教員講習会VIの受講をし、以下の条件で15単位以上を取得しなければならない。

取得単位 (必修10単位+選択5単位)

項 目	必修単位	選択単位
本会で認めた講習・研修会の受講・出席 ・歯科衛生士専任教員講習会VI	5	
・歯科衛生士専任教員秋期学術研修会		3
・本会の講習会VI以外の講習・研修会		2
・地区会の講習会及び研修会		2
・日本歯科衛生士会主催の研修会		2
・都道府県歯科衛生士会主催の研修会		2
・その他の学会		2
雑誌投稿論文・著書の掲載1編につき		2

※認定更新単位は、必修10単位、選択5単位以上とする。

第8条 (認定資格の喪失)

次のいずれかに該当するときは、認定委員会の議を経て『歯科衛生士（教育）』の資格を失うものとする。

- (1) 本人が辞退を申し出たとき
- (2) 歯科衛生士免許を喪失したとき
- (3) 認定期限が終了したとき
- (4) 認定委員会が、『歯科衛生士（教育）』の認定者として不適格と認めたとき

#### 第9条 （認定証の再発行）

1. 本委員会は、認定証を汚損あるいは紛失した者からの申請を受けて前回申請時の書類と照合確認を行う。確認が得られたものについて、認定証を再発行する。再発行認定証の認定番号および認定日は、旧番号および旧発行日とし、「再発行」の裏書きをする。認定者名簿備考欄に、再交付年月日を記載する。
2. 再発行申請書類および審査料
  - 1) 認定証再発行申請書
  - 2) 汚損した旧認定証または紛失した認定証のコピー（保有しない場合は添付しなくてもよい）
  - 3) 認定確認審査および再登録料 5,000円

#### 第10条 （認定資格の回復）

本委員会の審査を経て、本会理事会で承認を受ける。

- ※
1. この規定は、平成19年4月1日から適用する。
  2. この規程は、平成24年3月27日から適用する。